

議案第 4 2 号

市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例の廃止について

市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例を廃止する条例

市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例（昭和 4 7 年条例第 1 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（保証金の充当に関する経過措置）

2 この条例による廃止前の市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例（以下「旧条例」という。）第 1 1 条第 1 項（旧条例第 2 3 条第 2 項及び第 3 2 条第 4 項の規定により準用する場合を含む。）の規定による保証金の充当については、旧条例第 1 1 条、第 2 3 条第 2 項及び第 3 2 条第 4 項の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後も、なおその効力を有する。

（保証金の返還に関する経過措置）

3 施行日前に卸売業者（旧条例第 3 条第 1 号に規定する卸売業者をいう。以下同じ。）、仲卸業者（同条第 3 号に規定する仲卸業者をいう。以下同じ。）

又は関連事業者（同条第5号に規定する関連事業者をいう。以下同じ。）の資格を失った者に係る旧条例第12条（旧条例第23条第2項及び第32条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定による保証金の返還については、旧条例第12条、第23条第2項及び第32条第4項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（保証金の返還に関する特例）

- 4 前項の規定にかかわらず、旧条例の廃止に伴い卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の資格が失われた者又は旧条例の廃止に伴い旧条例第57条第2項の許可の効力が失われた者に係る旧条例第8条第1項、第10条第1項（旧条例第23条第2項及び第32条第4項の規定により準用する場合を含む。）、第22条第1項、第32条第1項又は第57条第3項の規定により預託された保証金については、市長が別に定める期限までに返還するものとする。

（仲卸業者の物品買付許可に係る届出に関する経過措置）

- 5 施行日前に旧条例第44条第2項第1号の規定による許可に係る物品の全部を販売した仲卸業者が行う同条第3項の規定による届出については、同項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（市況等の報告に関する経過措置）

- 6 平成30年3月分に係る旧条例第47条第3項の規定による報告については、同項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（仕切り及び送金に関する経過措置）

- 7 施行日前に卸売業者がした受託物品の卸売に係る旧条例第50条第1項の規定による売買仕切書及び売買仕切金の送付については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（買受代金の即時支払義務に関する経過措置）

- 8 施行日前に買受人等（旧条例第34条の2第2項第5号に規定する買受人等をいう。）が卸売業者から買い受けた物品の代金（消費税額及び地方消費税額を含む。）に係る旧条例第54条第1項の規定による支払については、

同項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(市場施設の返還に関する経過措置)

- 9 施行日前に旧条例第57条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する市場施設を使用する者及び施行日前に同条第2項の許可を受けた者については、旧条例第59条第2項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(補修命令に関する経過措置)

- 10 施行日前に故意又は過失により旧条例第57条第1項に規定する市場施設を滅失し、又は損傷した者については、旧条例第62条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(使用料等に関する経過措置)

- 11 施行日前に納付の義務が生じた旧条例第63条第1項の市場使用料及び同条第3項の電力、ガス、水道等の費用で市長が指定するものについては、同条及び旧条例別表第4の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(過料に関する経過措置)

- 12 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 13 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2地方卸売市場運営審議会委員の項及び市場取引委員会委員の項を削る。

(市川市特別会計条例の一部改正)

- 14 市川市特別会計条例(昭和39年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(市川市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 施行日前に前項の規定による改正前の市川市特別会計条例第1条第3号の地方卸売市場事業特別会計に係る債権として確定した収入及び債務として確定した支出については、同号の規定は、平成30年5月31日までの間、なおその効力を有する。

理 由

地方卸売市場の機能の充実及び経営の効率化等を図ることを目的として、本市の地方卸売市場の運営を民間事業者に引き継ぐことから、同市場の公の施設としての供用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。